



はい！こちら消費生活センターです

「見守り」と「気づき」で高齢者の消費者被害を防ごう

高齢者の消費者トラブルが年々増加していますが、本センターでも「母親が占いサイトの様なもので騙されて数百万円支払っていることが分かった。」という相談等が寄せられています。国民生活センターでは、高齢者と高齢者を見守る方々に向けて今、特に気を付けてほしい見守りと気づきのポイントをまとめています。

〈居室・居宅の様子は〉

① 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか②不審な健康食品、魚介類などはないか③新品の布団など、同じような商品が大量にないか④屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか⑤複数社から配達された新聞や景品類はないか⑥居室が不自然に散らかっていないか⑦不審な業者が出入りしている形跡はないか

〈本人の言動や態度などは〉

① 不審な電話やメールのやりとりなどはないか②お金に困っている様子はないか。預金通帳などに不審な出金の記録はないか③何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか

不安に思った場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。消費生活センター等へは家族や地域包括支援センターなどの職員など周囲の方からでも相談することができます。身近な方がトラブルに気付いた場合は、できるだけ早く相談してください。また、地域の見守り活動や留守番電話機能なども活用しましょう。

相楽消費生活センターは

4月28日より京都府木津総合庁舎に仮移転しました

(住所:木津川市木津上戸18番地1)

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ（電話又は来所）

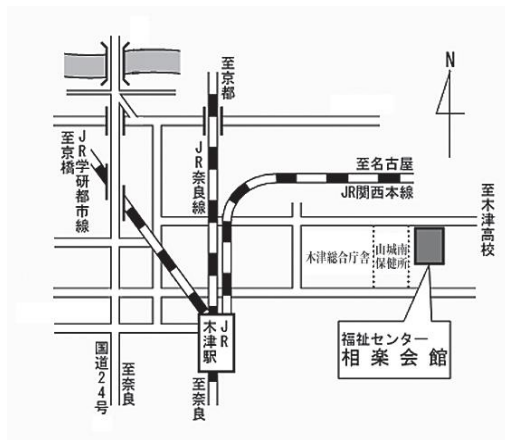
☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時



相談すれば 楽になる